議案第１９３号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２９年さいたま市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第１０条　委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条及び第２０条の２において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委	（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第１０条　委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定め

員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、校務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜における勤務をさせてはならない。	る者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、校務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜における勤務をさせてはならない。
２・３　［略］	２・３　［略］
４　前３項の規定は、第１８条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条及び第２０条の２において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「校務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	４　前３項の規定は、第１８条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「校務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
（休暇の種類） 第１４条　教職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇とする。	（休暇の種類） 第１４条　教職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。
（子育て部分休暇） 第２０条の２　子育て部分休暇は、教職員（育児短時間勤務をしている教職員その他その任用の状況	

がこれに類する教職員として教育委員会規則で定める教職員を除く。）がその小学校就学の始期から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、校務の運営に支障がない範囲で、当該教職員が１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	
２　子育て部分休暇の請求をしようとする教職員は、教育委員会規則で定める１年の期間ごとに、あらかじめ、次に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを委員会に申し出るものとする。 ⑴　１日につき２時間を超えない範囲内 ⑵　１年につき７７時間３０分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間）を超えない範囲内	
３　前項の規定による申出をした教職員は、教育委員会規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。	
４　第２項の規定による申出をした教職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。	
５　第１８条第３項の規定は、子育て部分休暇について準用する。	
６　育児休業法第５条及び第１６条の規定は、子育て部分休暇について準用する。この場合において、育児休業法第５条第２項中「条例」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。	
（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇の承認） 第２１条　病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇については、教育委員会規則の定めるところにより、委員会の承認を受けなければならない。	（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認） 第２１条　病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、教育委員会規則の定めるところにより、委員会の承認を受けなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、令和９年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　教職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この

条例による改正後のさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第２０条の２第２項から第４項までの規定の例により、同条第２項各号のいずれの範囲内で子育て部分休暇の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第３項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第２項の規定による申出及び同条第３項の規定による変更並びに同条第４項の規定による請求とみなす。